平成二十六年厚生労働省令第五号

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第四項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十条第二項（同令第十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令を次のように定める。

障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）の全部を次のように改正する。

（障害支援区分に関する審査判定基準等）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第四条第四項の主務省令で定める区分は、第二号から第七号までに掲げる区分とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「令」という。）第十条第二項（令第十三条において準用する場合を含む。）に規定する市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）が行う審査及び判定は、当該審査及び判定に係る障害者に必要とされる支援の度合が次の各号に掲げる区分等に応じそれぞれ当該各号に掲げる支援の度合のいずれかに該当するかについて行うものとする。この場合において、法第二十条第二項（法第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「障害支援区分認定調査」という。）の結果及び医師意見書に基づいて算定された別表第一の項目の欄に掲げる項目（以下単に「項目」という。）のうち当該障害者の障害の状態に当てはまるものに係る点数又は当該点数を各群につき合計した点数（以下「合計点数等」という。）が二以上の別表第二の番号の欄に掲げる番号（以下単に「番号」という。）に係る同表の条件の欄に掲げる条件（以下単に「条件」という。）を満たす場合における次の各号に掲げる規定の適用については、当該二以上の番号に係る同表の区分等該当可能性の欄に掲げる割合のうち最も高いもの（当該最も高いものが二以上あるときは、当該最も高いものに係る番号のうち最も大きいもの）に係る条件のみを満たすものとして取り扱うものとする。

一　非該当　次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ　当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の非該当の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ　障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

二　区分一　次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ　当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分一の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ　障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

三　区分二　次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ　当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分二の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ　障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

四　区分三　次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ　当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分三の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ　障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

五　区分四　次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ　当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分四の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ　障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

六　区分五　次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ　当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分五の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ　障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

七　区分六　次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ　当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分六の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ　障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

（都道府県審査会に関する読替え）

第二条　法第二十六条第二項の規定により審査判定業務を都道府県に委託した市町村について、前条の規定を適用する場合においては、同条中「市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）」とあるのは、「都道府県審査会」とする。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附　則（令和五年三月三一日厚生労働省令第四八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

別表第一（第一条関係）

| 認定調査項目 | | |

	3				2			
	生活機能（Ⅱ）移動・移乗等清潔				生活機能（Ⅰ）排泄・食事等			
入浴	移動	移乗	排便	排尿	食事	下えん	じょくそう	片足立での保持
要不が援支	要不が援支	要不が援支	要不が援支	要不が援支	要不が援支	要不が援支	いな	要不が援支
0	0	0	0	0	0	0	0	0
必援のり見守要が支等	必援のり見守要が支等	必援のり見守要が支等	要が支的部必援な分	要が支的部必援な分	要が支的部必援な分	必援のり見守要が支等	ある	必援のり見守要が支等
1・6	8・5	6・6	9・01	6・11	4・41	5・31	9・01	8・2
要が支的部必援な分	要が支的部必援な分	要が支的部必援な分	要が支的全必援な面	要が支的全必援な面	要が支的全必援な面	要が支的全必援な面		要が支的部必援な分
2・61	8・01	7・01	9・91	1・02	9・32	2・52		4・3
	要が支的全必援な面	要が支的全必援な面						要が支的全必援な面
	1・71	9・51						4・11

5	4					
応用日常生活動作	視覚聴覚機能					
調理	聴力	視力	健康栄養管理・	衣服の脱着	口腔清潔	
要不が援支	いなが障支に活生常日	いなが障支に活生常日	要不が援支	要不が援支	要不が援支	要不
0	0	0	0	0	0	
要が支的部必援な分	る取聞つがの普れきとや声通	る見図表確視れm約えがの認力た離1	要が支的部必援な分	必援のり見守要が支等	要が支的部必援な分	要が必
4・9	4・6	8・2	3・9	9・6	9・6	
要が支的全必援な面	る取聞とら声きりかれきか何なな大な	えがの認力た置前目える見図表確視いにの	要が支的全必援な面	要が支的部必援な分	要が支的全必援な面	要が必
2・02	1・9	3・7	7・61	0・21	9・51	
	いえ聞んほなこと	なて見んほいいえと		要が支的全必援な面		
	1・9	5・52		2・81		
	いなえこ聞く全	いなえ見く全				
	1・9	3・82				
	能不断判かのるいてえこ聞	能不断判かのるいてえ見				
	1・15	9・84				

6								
認知機能								
読み書き	日常の意思決定	電話等の利用	金銭の管理	薬の管理	交通手段の利用	買い物	洗濯	掃除
要不が援支	要不が援支	要不が援支	要不が援支	要不が援支	要不が援支	要不が援支	要不が援支	要不が援支
0	0	0	0	0	0	0	0	0
要が支的部必援な分	要が支的部必援な分	要が支的部必援な分	要が支的部必援な分	要が支的部必援な分	要が支的部必援な分	要が支的部必援な分	要が支的部必援な分	要が支的部必援な分
1・4	1・9	6・2	4・1	3・3	9・6	9・7	0・7	7・6
要が支的全必援な面	要が支的全必援な面	要が支的全必援な面	要が支的全必援な面	要が支的全必援な面	要が支的全必援な面	要が支的全必援な面	要が支的全必援な面	要が支的全必援な面
7・11	6・51	7・01	5・9	0・11	9・81	5・91	5・02	9・02

7				
行動上障害（ＡＤＬ）群				
作話	被害的・拒否的	説明の理解	コミュニケーション	危険の認識
要不が援支	要不が援支	るきで解理	いなが障支に活生常日	要不が援支
0	0	0	0	0
要が支希必援に	要が支希必援に	なで理解いき	きンシケュコれでの特るでョーニミばあ者定	要が支的部必援な分
1・2	9・1	3・51	1・4	1・4
の以1月支上回に	必援の以1月要が支上回に	なで判るてで理いき断かいき解	きンシケュコ法の以会るでョーニミで方外話	要が支的全必援な面
1・2	1・2	3・51	5・5	7・11
の以1週支上回に	必援の以1週要が支上回に		きンシケュコ法の独るでョーニミで方自	
9・3	3・3		0・11	
（週）日毎ぼほ	要必が援支の上以日5に（週）日毎ぼほ		いなきでンョシーケニュミコ	
3・5	6・4		5・41	

暴言暴行	昼夜逆転	感情不安定	
支援が	支援が不要	支援が不要	
0	0	0	
希望支援	希望支援が必要	希望支援が必要	
2.6	2.1	2.1	
月に1回以上	月に1回以上支援が必要	月に1回以上支援が必要	必要が援
3.0	2.9	2.6	
週に1回以上	週に1回以上支援が必要	週に1回以上支援が必要	必要が援
4.4	3.5	3.7	
ほぼ毎日（週5日以上必要が援支）	ほぼ毎日（週5日以上必要が援支）	ほぼ毎日（週5日以上必要が援支）	5日以上必要が援支
2.6	3.5	4.5	

大声・奇声を出す	同じ話をする		
支援が不要	支援が不要		不要
0	0		
希望支援が必要	希望支援が必要		必要が
2.7	2.1		
月に1回以上支援が必要	月に1回以上支援が必要		必要が支援
3.0	2.4		
週に1回以上支援が必要	週に1回以上支援が必要		必要が支援
4.1	3.3		
ほぼ毎日（週5日以上必要が援支）	ほぼ毎日（週5日以上必要が援支）		日（週5日以上必要が援支）
0.6	8.4		

落ち着きがない	徘徊	支援拒否
支援が不要	支援が不要	支援が不要
0	0	0
希望支援が必要	希望支援が必要	希望支援が必要
4.4	7.3	8.2
月に1回以上支援が必要	月に1回以上支援が必要	月に1回以上支援が必要
0.5	8.3	4.3
週に1回以上支援が必要	週に1回以上支援が必要	週に1回以上支援が必要
5.5	4.4	3.4
ほぼ毎日（週5日以上必要が援支）	ほぼ毎日（週5日以上必要が援支）	ほぼ毎日（週5日以上必要が援支）
0.7	0.6	9.5

収集癖	1人で出かけた	外出し戻れない	
支援が不要	支援が不要	支援が不要	
0	0	0	
希望支援が必要	希望支援が必要	希望支援が必要	
8.3	0.5	3.3	
月に1回以上支援が必要	月に1回以上支援が必要	月に1回以上支援が必要	
1.4	4.5	3.4	
週に1回以上支援が必要	週に1回以上支援が必要	週に1回以上支援が必要	
5.4	1.6	3.4	
日（週5日以上必要が援支）	日（週5日以上必要が援支）	日（週5日以上必要が援支）	必要
7.5	0.7	0.5	

異食行動	不潔行為	物や衣類を壊す	
支援が不要	支援が不要	支援が不要	
0	0	0	
希望に支援が必要	希望に支援が必要	希望に支援が必要	
1.5	9.4	3.4	
月1以上の支援が必要	月1以上の支援が必要	月1以上の支援が必要	
1.5	5.5	0.5	
週1以上の支援が必要	週1以上の支援が必要	週1以上の支援が必要	
1.6	5.5	8.5	
毎日ほぼ（週5日以上）の支援が必要	毎日ほぼ（週5日以上）の支援が必要	毎日ほぼ（週5日以上）の支援が必要	
2.6	6.6	1.7	

8			
行動障害（B群）			
こだわり	集団への不適応	ひどい忘れ物	
支援が不要	支援が不要	支援が不要	
0	0	0	
希望に支援が必要	希望に支援が必要	希望に支援が必要	
9.1	1.3	6.0	
月1以上の支援が必要	月1以上の支援が必要	月1以上の支援が必要	
6.2	4.3	7.0	
週1以上の支援が必要	週1以上の支援が必要	週1以上の支援が必要	
6.3	8.4	0.1	
毎日ほぼ（週5日以上）の支援が必要	毎日ほぼ（週5日以上）の支援が必要	毎日ほぼ（週5日以上）の支援が必要	
2.6	6.5	1.2	

自傷行為を繰り返す	不安定な行動	多動・停止行動	
支援が不要	支援が不要	支援が不要	
0	0	0	
希望に支援が必要	希望に支援が必要	希望に支援が必要	
5.3	3.2	2.3	
月1以上の支援が必要	月1以上の支援が必要	月1以上の支援が必要	
9.4	5.3	5.3	
週1以上の支援が必要	週1以上の支援が必要	週1以上の支援が必要	
9.6	3.6	6.5	
毎日ほぼ（週5日以上）の支援が必要	毎日ほぼ（週5日以上）の支援が必要	毎日ほぼ（週5日以上）の支援が必要	
2.9	0.01	1.9	

突発的な行動	不適切な行為	他人を傷つける行為	
支援が不要	支援が不要	支援が不要	
0	0	0	
希望に支援が必要	希望に支援が必要	希望に支援が必要	
5.5	4.4	5.3	
月1以上の支援が必要	月1以上の支援が必要	月1以上の支援が必要	
3.8	5.5	6.4	
週1以上の支援が必要	週1以上の支援が必要	週1以上の支援が必要	
7.01	7.6	2.7	
毎日ほぼ（週5日以上）の支援が必要	毎日ほぼ（週5日以上）の支援が必要	毎日ほぼ（週5日以上）の支援が必要	
7.21	9.9	0.11	

反復的行動	多飲・過水	過食・反芻等	
支援不要	支援不要	支援不要	
0	0	0	
希望する支援	希望する支援	希望する支援	
4.3	6.3	2.4	
1月以上の支援要	1月以上の支援要	1月以上の支援要	
0.4	4.4	5.4	
1週以上の支援要	1週以上の支援要	1週以上の支援要	
1.4	8.6	9.4	
毎日(週5日)ほぼ	毎日(週5日)ほぼ以上必要が支援	毎日(週5日)ほぼ以上必要が支援	毎日(週5日)ほぼ以上必要が支援
7.6	1.9	0.7	

9	
行動上の障害C（群）	

対人面不安緊張	鬱状態そう	過敏・鈍感麻痺	
支援不要	支援不要	なし	
0	0	0	
希望する支援	希望する支援	ある	
3.71	3.21	1.9	
1月以上の支援要	1月以上の支援要		
0.91	2.41		
1週以上の支援要	1週以上の支援要		
6.91	2.51		
毎日(週5日)ほぼ以上必要が支援	毎日(週5日)ほぼ以上必要が支援		毎日(週5日)ほぼ以上必要が支援
8.02	1.91		

集中力続かない	話がまとまらない	意欲が乏しい
支援不要	支援不要	支援不要
0	0	0
希望する支援	希望する支援	希望する支援
6.31	4.31	3.51
1月以上の支援要	1月以上の支援要	1月以上の支援要
6.31	4.31	7.51
1週以上の支援要	1週以上の支援要	1週以上の支援要
6.31	5.31	9.51
毎日(週5日)ほぼ以上必要が支援	毎日(週5日)ほぼ以上必要が支援	毎日(週5日)ほぼ以上必要が支援
6.31	5.31	2.61

01	
特別な医療	

気管切開の処置	レスピレータ	酸素療法	ストマの処置	透析	中心静脈栄養	点滴の管理	自己の過大評価	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	支援不要	
0	0	0	0	0	0	0	0	
ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	希望する支援	
9.41	9.61	2.01	7.1	2.0	1.61	8.5	8.31	
							1月以上の支援要	
							9.31	
							1週以上の支援要	
							3.51	
							毎日(週5日)ほぼ以上必要が支援	必要
							8.61	

医師意見書	麻痺・拘縮	関節の拘縮	関節の拘縮	関節の拘縮	関節の拘縮	疼痛の看護	経管栄養	モニター測定	じょくそう処置	カテーテル
11										
	麻痺	関節の拘縮	関節の拘縮	関節の拘縮	関節の拘縮					
	麻痺なし	関節の拘縮なし	関節の拘縮なし	関節の拘縮なし	関節の拘縮なし	疼痛の看護なし	経管栄養なし	モニター測定なし	じょくそう処置なし	カテーテルなし
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	いずれか一肢のみ	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある
	9・2	0・81	6・91	6・81	2・71	2・1	6・8	9・51	7・3	8・4
	両下肢のみ									
	9・4									
	左下肢上右下肢のみ									
	2・8									
	その他の四肢麻痺									
	9・31									

| 膝関節 | その他の関節拘縮なし | 麻痺なし | 麻痺なし | 麻痺

別表第二（第一条関係）

区分等番号	条件	区分 当該等	区分 当該等可能性
非該当 1	生活機能Ⅱ≦23.5かつ応用日常生活動作＝0.0かつ行動上の障害（A群）＝0.0かつ行動上の障害（C群）＝0.0かつ感情が不安定＝0.0かつ麻痺≦2.9	2%	62
2	応用日常生活動作＝0.0かつ行動上の障害（A群）＝0.0かつ行動上の障害（B群）＝0.0かつ特別な医療＝0.0かつ集中力が続かない＝0.0かつ関節の拘縮　肩関節＝0.0かつ生活障害評価　食事＝0.0	4%	82
一 3	生活機能Ⅱ＝0.0かつ応用日常生活動作≦36.1かつ行動上の障害（A群）≧0.1かつ行動上の障害（B群）＝0.0かつ感情が不安定＝0.0かつ麻痺≦2.9	0%	64
4	生活機能Ⅱ≦23.5かつ応用日常生活動作≦13.0かつ行動上の障害（A群）＝0.0かつ金銭の管理≧1.4かつ感情が不安定＝0.0かつ麻痺≦2.9かつ二軸評価　能力障害≦2.0	4%	80
5	生活機能Ⅱ＝0.0かつ応用日常生活動作≦36.1かつ行動上の障害（A群）≧0.1かつ行動上の障害（B群）≧0.1かつ感情が不安定＝0.0かつ麻痺≦2.9かつ二軸評価　能力障害≦2.0	1%	66
6	生活機能Ⅱ≦23.5かつ応用日常生活動作≦13.0かつ行動上の障害（A群）＝0.0かつ金銭の管理≧1.4かつ感情が不安定＝0.0かつ麻痺≦2.9かつ二軸評価　能力障害≦3.0	3%	61
7	生活機能Ⅱ≦23.5かつ応用日常生活動作≦13.0かつ行動上の障害（A群）＝0.0かつ行動上の障害（C群）≧0.1かつ金銭の管理	1%	61

	＝0.0かつ感情が不安定＝0.0かつ麻痺≦2.9		
8	起居動作≧0.1かつ生活機能Ⅱ≦23.5かつ応用日常生活動作≧1.1かつ行動上の障害（A群）＝0.3.1かつ応用日常生活動作≦36.0かつ感情が不安定＝0.0かつ麻痺≦2.9	9%	50
9	起居動作＝0.0かつ生活機能Ⅰ≦15.5かつ生活機能Ⅱ＝0.0かつ応用日常生活動作≦36.2かつ応用日常生活動作≧73.2かつ行動上の障害（A群）≦20.1かつ行動上の障害（C群）≦12.4かつ感情が不安定＝0.0	6%	62
0 1	起居動作＝0.0かつ生活機能Ⅱ≦23.5かつ応用日常生活動作≧1.1かつ行動上の障害（A群）＝0.3.1かつ応用日常生活動作≦36.0かつ行動上の障害（C群）≧23.7かつ感情が不安定＝0.0かつ麻痺≦2.9	0%	50
1 1	生活機能Ⅱ＝0.0かつ応用日常生活動作≦36.1かつ行動上の障害（A群）≧0.1かつ行動上の障害（B群）≧0.1かつ感情が不安定＝0.0かつ意欲が乏しい＝0.0かつ麻痺≦2.9かつ二軸評価　能力障害≧3.0	4%	47
2 1	生活機能Ⅱ≦23.5かつ応用日常生活動作≧0.1かつ応用日常生活動作≦13.0かつ行動上の障害（A群）＝0.0かつ行動上の障害（C群）＝0.0かつ金銭の管理＝0.0かつ感情が不安定＝0.0かつ麻痺≦2.9	1%	42
3 1	起居動作＝0.0かつ生活機能Ⅱ≦23.5かつ応用日常生活動作≧1.1かつ応用日常生活動作≦36.0かつ行動上の障害（A群）＝0.0かつ行動上の障害（C群）≦23.6かつ感情が不安定＝0.0かつ麻痺≦2.9かつ生活障害評価　金銭管理≧4.0	0%	64

4 1	生活機能Ⅱ≧0.1かつ生活機能Ⅱ≦23.5かつ応用日常生活動作≦36.1かつ認知機能≦10.7かつ行動上の障害（A群）≧0.1かつ行動上の障害（A群）≦14.1かつ行動上の障害（C群）≦14.0かつ感情が不安定＝0.0かつ麻痺≦2.9	1%	59
5 1	起居動作＝0.0かつ生活機能Ⅱ≦23.5かつ応用日常生活動作≧1.3.1かつ応用日常生活動作≦36.1かつ行動上の障害（A群）＝0.0かつ行動上の障害（C群）＝0.0かつ麻痺≦2.9かつ生活障害評価　金銭管理≦3.3	7%	92
6 1	起居動作＝0.0かつ生活機能Ⅱ≦16.7かつ応用日常生活動作≦13.7かつ応用日常生活動作≦36.1かつ行動上の障害（A群）＝0.0かつ行動上の障害（C群）≦23.6かつ日常の意思決定＝0.0かつ買い物≧7.9かつ感情が不安定＝0.0かつ麻痺≦2.9かつ生活障害評価　金銭管理≦3.0	9%	88
7 1	起居動作＝0.0かつ生活機能Ⅱ≦16.7かつ応用日常生活動作≦13.1かつ応用日常生活動作≦36.1かつ行動上の障害（A群）＝0.0かつ行動上の障害（C群）≦23.6かつ日常の意思決定＝0.0かつ買い物＝0.0かつ感情が不安定＝0.0かつ麻痺≦2.9かつ生活障害評価　金銭管理≦3.0	1%	74
8 1	起居動作＝0.0かつ生活機能Ⅱ≧16.8かつ生活機能Ⅱ≦23.5かつ応用日常生活動作≦13.1かつ応用日常生活動作≦36.1かつ行動上の障害（A群）＝0.0かつ行動上の障害（C群）≦23.6かつ日常の意思決定＝0.0かつ感情が不安定＝0.0かつ麻痺≦2.9かつ生活障害評価　金銭管理≦3.0	3%	72

9 1	生活機能Ⅱ＝0.0かつ行動上の障害（A群）＝0.0かつ特別な医療＝7.0かつ生活障害評価　金銭管理＝3.0	9%	88
0 2	生活機能Ⅱ＝0.0かつ行動上の障害（A群）＝0.0かつ金銭の管理＝1.4かつ二軸評価　能力障害＝2.0かつ生活障害評価　対人関係	6%	96
1 2	入浴＝0.0かつ感情が不安定＝0.0かつ二軸評価　能力障害＝2.0かつ生活障害評価　生活リズム＝0.0かつ生活障害評価　服薬管理＝2.0	4%	84
2 2	生活機能Ⅱ＝0.0かつ調理＝9.4かつ感情が不安定＝0.0かつ二軸評価　能力障害＝2.0かつ生活障害評価　生活リズム＝0.0	9%	82
3 2	生活機能Ⅱ＝0.0かつ認知機能≧13.1かつ行動上の障害（A群）＝0.0かつ金銭の管理＝1.4かつ二軸評価　能力障害＝2.0	0%	87
4 2	応用日常生活動作≧0.1かつ応用日常生活動作≦32.9かつ行動上の障害（A群）＝0.0かつ洗濯＝7.0かつ生活障害評価　保清＝3.0	1%	94
5 2	視聴覚機能＝0.0かつ掃除＝0.0かつ感情が不安定＝0.0かつ集中力が続かない＝0.0かつ二軸評価　能力障害＝2.0かつ生活障害評価　金銭管理＝3.0	5%	87
6 2	視聴覚機能＝0.0かつ掃除＝0.0かつ感情が不安定＝0.0かつひどい物忘れ＝0.0かつ二軸評価　能力障害＝2.0かつ生活障害評価　金銭管理＝3.0	7%	85
7 2	応用日常生活動作≧0.1かつ応用日常生活動作≦32.9かつ行動上の障害（A群）＝0.0かつ洗濯＝7.0かつ二軸評価　能力障害＝3.0かつ生活障害評価　金銭管理＝3.0	6%	90

| | | |

9	5	生活機能Ⅰ＝15.5かつ生活機能Ⅱ＝23.7かつ応用日常生活動作＝36.2かつ認知機能Ⅳ19.0かつ行動上の障害（A群）＝20.1かつ行動上の障害（C群）＝38.6かつ片足での立位保持＝3.4かつ生活障害評価　対人関係＝3.0	の障害（C群）＝38.6かつ片足での立位保持Ⅳ11.4
0	6	生活機能Ⅰ＝15.5かつ生活機能Ⅱ＝23.7かつ応用日常生活動作Ⅳ51.7かつ応用日常生活動作＝73.2かつ認知機能Ⅳ19.0かつ行動上の障害（A群）＝20.1かつ行動上の障害（C群）＝38.6かつ片足での立位保持＝3.4かつ生活障害評価　対人関係＝3.0	75%
1	6	生活機能Ⅰ＝15.5かつ生活機能Ⅱ＝23.5かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2かつ認知機能＝18.9かつ行動上の障害（A群）＝20.1かつ行動上の障害（C群）＝38.6かつ移乗Ⅳ6.6かつ片足での立位保持＝3.4	67
2	6	生活機能Ⅰ＝15.5かつ生活機能Ⅱ＝23.5かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2かつ認知機能Ⅳ19.0かつ行動上の障害（A群）＝20.1かつ行動上の障害（C群）＝38.6かつ片足での立位保持Ⅳ11.4	52%
3	6	生活機能Ⅰ＝15.5かつ生活機能Ⅱ＝23.5かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2かつ認知機能＝18.9かつ行動上の障害（A群）＝20.1かつ行動上の障害（C群）＝0.0かつ麻痺・拘縮Ⅳ0.1かつ移乗＝0.0かつ片足での立位保持Ⅳ11.4	95%

4	6	生活機能Ⅰ＝15.5かつ生活機能Ⅱ＝23.5かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2かつ認知機能＝18.9かつ行動上の障害（A群）＝20.1かつ行動上の障害（C群）＝38.6かつ麻痺・拘縮＝0.0かつ移乗＝0.0かつ片足での立位保持＝3.4	0%
5	6	生活機能Ⅰ＝15.5かつ生活機能Ⅱ＝23.5かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2かつ認知機能＝18.9かつ行動上の障害（A群）＝20.1かつ行動上の障害（C群）＝38.6かつ麻痺・拘縮Ⅳ0.1かつ移乗＝0.0かつ片足での立位保持＝3.4	75
6	6	生活機能Ⅰ＝15.5かつ生活機能Ⅱ＝23.5かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2かつ認知機能＝18.9かつ行動上の障害（A群）＝1.5かつ行動上の障害（C群）＝38.6かつ麻痺・拘縮＝0.0かつ移乗＝0.0かつ片足での立位保持Ⅳ3.4	72%
7	6	生活機能Ⅰ＝15.5かつ生活機能Ⅱ＝23.5かつ応用日常生活動作＝73.2かつ認知機能＝18.9かつ行動上の障害（A群）＝1.5かつ行動上の障害（C群）＝38.6かつ麻痺・拘縮＝0.0かつ移乗＝0.0かつ片足での立位保持＝3.4かつ口腔清潔Ⅳ6.9	49
8	6	入浴＝0.0かつ交通手段の利用＝0.0かつ麻痺　右上肢＝3.0	80.0%

9	6	入浴＝0.0かつ交通手段の利用＝0.0かつ麻痺　左上肢＝3.0	80.0%
0	7	生活機能Ⅰ＝0.0かつ入浴＝0.0かつ透析＝0.2	84.8%
1	7	起き上がり＝0.0かつ交通手段の利用＝0.0かつ透析＝0.2	90.9%
2	7	生活機能Ⅰ＝0.0かつ特別な医療Ⅳ0.1かつ特別な医療＝3.7かつ入浴＝0.0	80.9%
3	7	生活機能Ⅱ＝0.1かつ生活機能Ⅱ＝19.5かつ視聴覚機能Ⅳ10.7かつ視聴覚機能＝41.1かつ応用日常生活動作Ⅳ33.0かつ応用日常生活動作＝61.5かつ交通手段の利用＝18.9	88.1%
4	7	交通手段の利用＝0.0かつ透析＝0.2かつ関節の拘縮　股関節＝0.0かつ関節の拘縮　肩関節＝0.0かつ関節の拘縮　肘関節＝0.0かつ関節の拘縮　膝関節＝0.0かつ関節の拘縮　その他＝0.0	88.2%
5	7	生活機能Ⅱ＝0.1かつ生活機能Ⅱ＝23.5かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2かつ応用日常生活動作＝73.2かつ行動上の障害（A群）Ⅳ20.2かつ行動上の障害（A群）＝32.7かつ金銭の管理＝0.0	50.0%
6	7	生活機能Ⅱ＝0.1かつ生活機能Ⅱ＝23.5かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2かつ応用日常生活動作＝73.2かつ行動上の障害（A群）Ⅳ20.2かつ行動上の障害（A群）＝32.7かつ買い物＝0.0	82.6%
7	7	生活機能Ⅱ＝0.1かつ生活機能Ⅱ＝19.5かつ応用日常生活動作Ⅳ33.0かつ応用日常生活動作＝65.1.5かつ認知機能Ⅳ0.1かつ認知機能＝13.1かつ視力Ⅳ25.5かつ視力＝28.3	55%
8	7	起居動作＝0.0かつ生活機能Ⅰ＝21.1かつ生活機能Ⅱ＝23.6.34.8かつ応用日常生活動作＝69.4かつ行動上	60.7%

9	7	生活機能Ⅱ＝0.0かつ応用日常生活動作＝36.1かつ行動上の障害（A群）Ⅳ0.1かつ被害的・拒否的（B群）Ⅳ0.1かつ感情が不安定＝2.1かつ意欲が乏しい＝0.0かつ麻痺Ⅳ2.9かつ二軸評価　能力障害Ⅳ3.0	50%
0	8	生活機能Ⅱ＝0.0かつ応用日常生活動作＝36.1かつ行動上の障害（A群）Ⅳ0.1かつ行動上の障害（B群）Ⅳ0.1かつ感情が不安定＝0.0かつ反復的行動＝6.7かつ意欲が乏しい＝0.0かつ麻痺Ⅳ2.9かつ二軸評価　能力障害Ⅳ3.0	57%
1	8	生活機能Ⅱ＝0.0かつ応用日常生活動作＝36.1かつ行動上の障害（A群）Ⅳ0.1かつ行動上の障害（B群）Ⅳ0.1かつ感情が不安定＝0.0かつ意欲が乏しい＝0.0かつ麻痺＝2.9かつ二軸評価　能力障害Ⅳ3.0かつ生活障害評価　金銭管理＝2.0	51%
2	8	生活機能Ⅱ＝0.0かつ応用日常生活動作＝36.1かつ行動上の障害（A群）Ⅳ0.1かつ行動上の障害（B群）Ⅳ0.1かつ感情が不安定＝0.0かつ支援の拒否＝2.8かつ意欲が乏しい＝0.0かつ麻痺＝2.9かつ二軸評価　能力障害Ⅳ3.0	52%
3	8	生活機能Ⅱ＝0.1かつ生活機能Ⅱ＝23.5かつ応用日常生活動作＝36.1かつ認知機能＝10.7かつ行動上の障害（A群）Ⅳ0.1かつ行動上の障害（C群）＝14.1.0かつ感情が不安定＝0.0かつ麻痺＝2.9かつ生活障害評価　金銭管理＝3.0	80%
4	8	生活機能Ⅱ＝0.1かつ生活機能Ⅱ＝23.5かつ応用日常生活動作＝36.1かつ認知機能＝10.7かつ行動上の障害（A群）Ⅳ0.1かつ	10.0%

5	8	生活機能Ⅱ＝0.0かつ応用日常生活動作＝36.1かつ行動上の障害（A群）Ⅳ0.1かつ行動上の障害（C群）＝24.7かつ移乗＝6.6	50%

三

| | | |

| | | |

| | | |

1	生活機能Ⅰ＝40．1かつ生活機能Ⅱ＝61．1かつ交通手段の利用＝18．9かつ関節の拘縮　股関節＝18．0かつ二軸評価　能力障害＝3．0	88
2	生活機能Ⅱ＝42．7かつ生活機能Ⅲ＝69．2かつ起き上がり＝15．0かつ移乗＝10．7かつ買い物＝19．5	86
3	生活機能Ⅱ＝42．7かつ生活機能Ⅲ＝69．2かつ起き上がり＝15．0かつ移乗＝10．7かつ麻痺　右下肢＝2．0	82
4	生活機能Ⅱ＝42．7かつ生活機能Ⅲ＝69．2かつ起き上がり＝15．0かつ移乗＝10．7かつ麻痺　左下肢＝2．0	82
5	生活機能Ⅱ＝42．7かつ生活機能Ⅲ＝69．2かつ起き上がり＝15．0かつ移乗＝10．7かつ排尿＝20．1	80
6	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ移乗＝6．7かつ掃除＝6．7かつ食事＝14．4かつ不安定な行動＝3．5	10
7	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ麻痺・拘縮＝0．1％かつ移乗＝6．6かつ食事＝14．4かつ不安定な行動＝3．5	64
8	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ移乗＝6．6かつ説明の理解＝0．0かつ不安定な行動＝3．5	83
9	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ移乗＝6．6かつ薬の管理＝3．3かつ不安定な行動＝3．5	90
1	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ移乗＝6．6かつ食事＝14．4かつ不安定な行動	71

1	生活機能Ⅰ＝40．1かつ生活機能Ⅱ＝61．1かつ交通手段の利用＝18．9かつ関節の拘縮　股関節＝18．0かつ二軸評価　能力障害＝3．0	88
2	生活機能Ⅱ＝42．7かつ生活機能Ⅲ＝69．2かつ起き上がり＝15．0かつ移乗＝10．7かつ買い物＝19．5	86
3	生活機能Ⅱ＝42．7かつ生活機能Ⅲ＝69．2かつ起き上がり＝15．0かつ移乗＝10．7かつ麻痺　右下肢＝2．0	82
4	生活機能Ⅱ＝42．7かつ生活機能Ⅲ＝69．2かつ起き上がり＝15．0かつ移乗＝10．7かつ麻痺　左下肢＝2．0	82
5	生活機能Ⅱ＝42．7かつ生活機能Ⅲ＝69．2かつ起き上がり＝15．0かつ移乗＝10．7かつ排尿＝20．1	80
6	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ移乗＝6．6かつ掃除＝6．7かつ食事＝14．4かつ不安定な行動＝3．5	10
7	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ麻痺・拘縮＝0．1％かつ移乗＝6．6かつ食事＝14．4かつ不安定な行動＝3．5	64
8	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ移乗＝6．6かつ説明の理解＝0．0かつ不安定な行動＝3．5	83
9	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ移乗＝6．6かつ薬の管理＝3．3かつ不安定な行動＝3．5	90
1	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ移乗＝6．6かつ食事＝14．4かつ不安定な行動	71

六

1	生活機能Ⅰ＝40．1かつ生活機能Ⅱ＝61．1かつ交通手段の利用＝18．9かつ関節の拘縮　股関節＝18．0かつ二軸評価　能力障害＝3．0	88
2	生活機能Ⅱ＝42．7かつ生活機能Ⅲ＝69．2かつ起き上がり＝15．0かつ移乗＝10．7かつ買い物＝19．5	86
3	生活機能Ⅱ＝42．7かつ生活機能Ⅲ＝69．2かつ起き上がり＝15．0かつ移乗＝10．7かつ麻痺　右下肢＝2．0	82
4	生活機能Ⅱ＝42．7かつ生活機能Ⅲ＝69．2かつ起き上がり＝15．0かつ移乗＝10．7かつ麻痺　左下肢＝2．0	82
5	生活機能Ⅱ＝42．7かつ生活機能Ⅲ＝69．2かつ起き上がり＝15．0かつ移乗＝10．7かつ排尿＝20．1	80
6	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ移乗＝6．6かつ掃除＝6．7かつ食事＝14．4かつ不安定な行動＝3．5	10
7	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ麻痺・拘縮＝0．1％かつ移乗＝6．6かつ食事＝14．4かつ不安定な行動＝3．5	64
8	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ移乗＝6．6かつ説明の理解＝0．0かつ不安定な行動＝3．5	83
9	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ移乗＝6．6かつ薬の管理＝3．3かつ不安定な行動＝3．5	90
1	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ移乗＝6．6かつ食事＝14．4かつ不安定な行動	71

1	生活機能Ⅰ＝37．6かつ生活機能Ⅱ＝59．9かつ生活機能Ⅱ＝50．27かつ生活機能Ⅱ＝74．0かつ行動上の障害（A群）＝40．2かつ移乗＝6．6かつ食事＝23．9かつ麻痺＝4．9かつ生活障害評価　社会的適応＝3．0	60
2	＝3．5かつ自らを傷つける行為＝0．0	
3	生活機能Ⅰ＝37．6かつ生活機能Ⅱ＝59．9かつ生活機能Ⅱ＝50．37かつ生活機能Ⅱ＝74．0かつ行動上の障害（A群）＝40．2かつ行動上の障害（B群）＝48．1かつ移乗＝6．6かつ麻痺＝4．9かつ生活障害評価　社会的適応＝3．0	65
4	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝50．7かつ食事＝23．9	96
5	生活機能Ⅰ＝59．9かつ生活機能Ⅱ＝74．1かつ食事＝23．9	54
6	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．7かつ食事＝14．4	84
7	生活機能Ⅰ＝59．9かつ生活機能Ⅱ＝74．1かつ行動上の障害（A群）＝44．5かつ食事＝14．4	59
8	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ移乗＝10．7かつ食事＝14．4	68
9	生活機能Ⅰ＝60．0かつ生活機能Ⅱ＝71．0かつ行動上の障害（A群）＝50．6かつ移乗＝6．6かつ食事＝14．4かつ不安定な行動	53
1	生活機能Ⅰ＝59．9かつ生活機能Ⅱ＝74．1かつ食事＝23．9かつ1人で出たがる	10
2	食事＝23．9かつ二軸評価　精神症状＝4．0	98
0	食事＝23．9かつ1人で出たがる	10

1	生活機能Ⅰ＝37．6かつ生活機能Ⅱ＝59．9かつ生活機能Ⅱ＝50．27かつ生活機能Ⅱ＝74．0かつ行動上の障害（A群）＝40．2かつ移乗＝6．6かつ食事＝23．9かつ麻痺＝4．9かつ生活障害評価　社会的適応＝3．0	60
2	食事＝23．9かつ関節の拘縮　股関節　左＝2．0	98
3	食事＝23．9かつ関節の拘縮　股関節　右＝2．0	98
4	食事＝23．9かつ大声・奇声を出す＝6．0	10
5	食事＝23．9かつ視力＝2．8	98
6	食事＝23．9かつ関節の拘縮　その他＝12．7	98
7	認知機能＝85．5かつ特別な医療＝10．3	99
8	説明の理解＝15．3かつ気管切開の処置＝14．9	10
9	気管切開の処置＝14．9かつ麻痺　左上肢＝4．0	10
0	気管切開の処置＝14．9かつ麻痺　右上肢＝4．0	10
1	生活機能Ⅰ＝61．2かつレスピレーター＝16．9	10
2	座位保持＝15．9かつ衣服の着脱＝18．2かつてんかん＝1．0	95
3	座位保持＝15．9かつ移乗＝15．9かつてんかん＝1．0	95
4	食事＝23．9かつ視力＝25．5かつ視力＝28．3	98
5	生活機能Ⅱ＝69．3かつてんかん＝1．0かつ生活障害評価　生活リズム＝5．0	85
6	生活機能Ⅰ＝37．6かつ生活機能Ⅱ＝59．9かつ生活機能Ⅱ＝50．27かつ生活機能Ⅱ＝74．0かつ行動上の障害（A群）＝40．2かつ移乗＝6．6かつ衣服の着脱＝0．0かつ麻痺＝8．2かつ生活障害評価　社会的適応＝3．0	10

注

1　条件の欄中、起居動作、生活機能Ⅰ、生活機能Ⅱ、視聴覚機能、応用日常生活動作、認知機能、行動上の障害（A群）、行動上の障害（B群）、行動上の障害（C群）、特別な医療及び麻痺・拘縮に係る点数は、それぞれ別表第一により算定される各群の合計点数をいう。

2　条件の欄中、注1に掲げる事項以外のものに係る点数は、それぞれ別表第一により算定される各項目の点数をいう。